

9 保険料

現時点では、改定が予定されている介護報酬単価や、各種係数など不確定な要素があるため、今後の推計作業によって数値に変更があるものと考えられます。

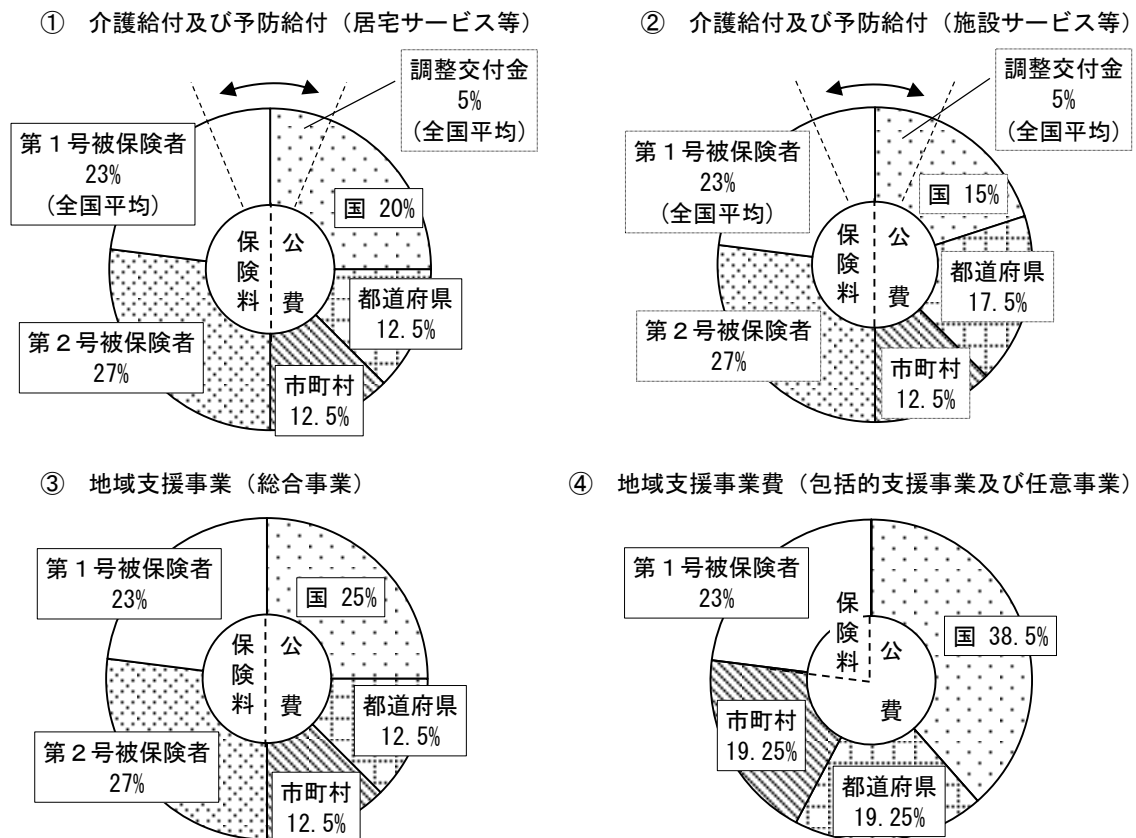
(1) 介護保険料の財源

介護保険制度は、保険給付に充当するために必要な保険料を徴収する社会保険方式を基本とするものです。したがって、介護保険の保険者である市町村では、介護保険に関する収入及び支出は、介護保険に関する特別会計で経理されます。

介護保険に関する費用負担は、保険料（第1号被保険者及び第2号被保険者）と公費（国、都道府県及び市町村）でまかなわれ、次のとおり区分されます。

- ① 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）
- ② 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）
- ③ 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業
- ④ 地域支援事業における包括的支援事業及び任意事業

図表 介護保険の財源構成



## (2) 保険料の算定に関する基本的な方針

### ① 保険料負担の水準

保険料負担の水準については、計画の対象期間である3年間を通じ、おおむね財政の均衡を確保することが可能となるよう、保険料基準額を算定します。

したがって、人口の高齢化が進展する中では、保険給付が増大することに伴い、保険料負担が増大することは、避けて通れません。しかし、介護保険財政を安定的に運営するためには、保険料負担の増大が過度にならないようにしていくことが重要です。

このため、桑名市では、第7期の計画期間である2018（平成30）～2020（令和2）年度の3年間において、保険料負担の増大を抑制するために、次に掲げる施策等を進めてきました。

イ 介護予防に資するサービスの提供が実現されるよう、2015（平成27）年度当初から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組みました。

ロ 希望する在宅生活を続けられるよう、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備を推進しました。

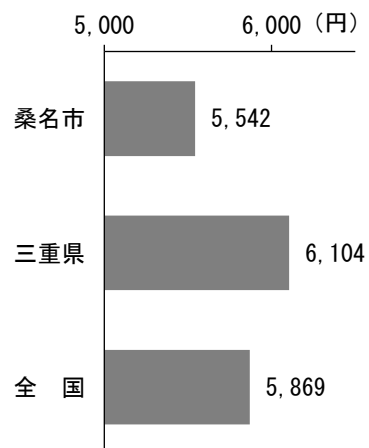
ハ 自立支援に資するサービスの提供、及びケアマネジメントの資質の向上を図れるよう、「地域生活応援会議」「ケアミーティング」「ケアプラン点検」を多職種協働で開催し、ケアマネジメント支援を行いました。

ニ 上記を始め、介護予防・自立支援への取り組みについて、介護支援専門員協会、サービス提供事業者、医師会、地域住民の方々など、様々な団体と共通認識を目指し取り組みました。

こうした取組の成果を見込むことによって、第7期の計画期間において、桑名市での保険料基準額（月額）は5,542円と、全国より327円、三重県より562円低く設定しています。

また、第7期における実績を見ても、例えば、第1号被保険者1人あたりの給付費は、全国及び三重県に比べて低くなっています（●頁参照）。これは上記の施策等を推進したことによる成果の表れと考えられます。

図表 第7期における介護保険の第1号保険料



本計画の対象期間である 2021（令和 3）～2023（令和 5）年度においては、第 7 期に引き続き、前記イ～二の施策等を推進し、保険料負担の増大を抑制します。

## ② 保険料負担の配分

保険料負担の配分については、それぞれの第 1 号被保険者に対し、負担能力に応じた保険料負担を求めるため、所得段階別に設定された保険料率で保険料額を算定します。

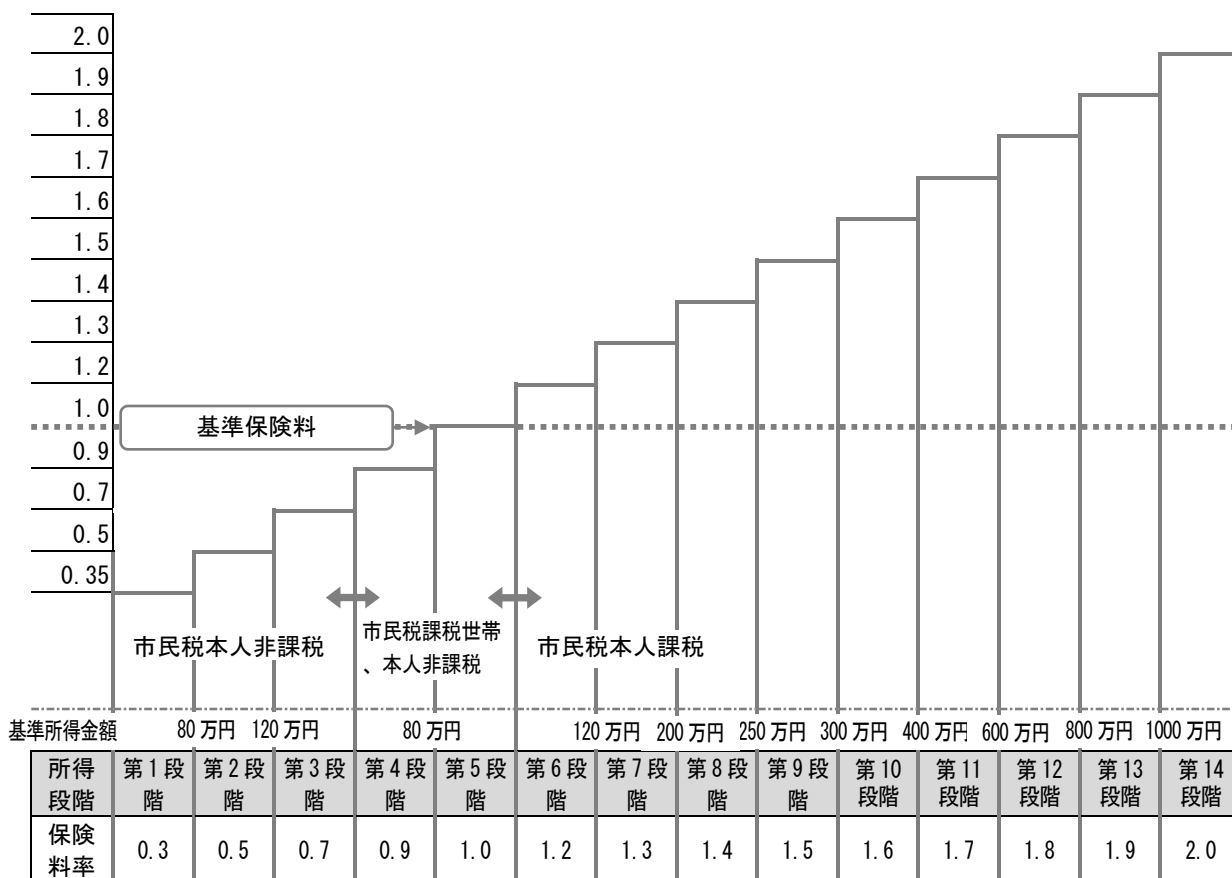
国が定める標準の保険料段階は、9 段階ですが、介護保険法施行令第 38 条及び第 39 条の規定に基づき、市町村の判断により保険料段階及び基準額の割合等を変更することが認められています。

桑名市では、第 1 号被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料を設定するため、第 6 期においては 11 段階、第 7 期においては 14 段階としてきました。

本計画の対象期間である 2021（令和 3）～2023（令和 5）年度においては、第 7 期を踏襲し、保険料率を設定する区分となる所得段階等を 14 段階に設定します。

第 8 期における所得段階等の考え方等は、次のとおりです。

図表 第 8 期における所得段階等の考え方



図表 第8期における所得段階等の具体的な設定

段階	対象者		負担割合	
第1段階	生活保護受給者又は 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額 ×0.3	
第2段階	本人が市民税非課税	全員も市民税非課税 同じ世帯にいる人	基準所得金額(①)が80万円以下の人	
第3段階			第1段階に該当しない人で、かつ 基準所得金額(①)が120万円以下の人	基準額 ×0.5
第4段階			第1、2段階に該当しない人で、かつ 基準所得金額(①)が120万円超の人	基準額 ×0.7
第5段階	本人が市民税非課税	者がいる人 市民税課税 同じ世帯に	基準所得金額(①) + 合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.9
第6段階			基準所得金額(①) + 合計所得金額が80万円超の人	基準額
第7段階	本人が市民税課税		基準所得金額(②)が120万円未満の人	基準額 ×1.2
第8段階			基準所得金額(②)が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.3
第9段階			基準所得金額(②)が200万円以上250万円未満の人	基準額 ×1.4
第10段階			基準所得金額(②)が250万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.5
第11段階			基準所得金額(②)が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.6
第12段階			基準所得金額(②)が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.7
第13段階			基準所得金額(②)が600万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.8
第14段階			基準所得金額(②)が800万円以上1000万円未満の人	基準額 ×1.9
		基準所得金額(②)が1000万円以上の人	基準額 ×2.0	

- ・基準所得金額(①) = 公的年金等の収入金額 + [合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)] - 公的年金等所得金額
- ・基準所得金額(②) = 合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)

(3) 保険料の算定

① 第1号被保険者負担相当額

標準給付費及び地域支援事業費に全国平均の第1号被保険者負担割合（2021（令和3）～2023（令和5）年度は23%、2025（令和7）年度は23.4%、2040（令和22）年度は26.8%）を乗じることにより、第1号被保険者負担分相当額を見込みます。

図表 第1号被保険者負担分の見込み

単位：千円

区 分	2021(令和3)～ 2023(令和5)年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2020(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
	第1号被保険者 負担分相当額	7,312,589	2,371,730	2,441,511		

② 調整交付金相当額との差額

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合や、第1号被保険者の所得水準といった、市町村の責に帰すべきものではない要因で生じる介護保険財政の不均衡を是正するため、国は負担分の25%のうち5%を調整交付金として、後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合に基づいて、市町村毎に交付割合を定めて交付しています。

桑名市における第8期期間中の交付割合は、所定の算定式に従って、2021（令和3）年度2.67%、2022（令和4）年度2.57%、2023（令和5）年度2.51%、2025（令和7）年度2.43%、2040（令和22）年度1.15%と見込みました。

調整交付金相当額（（標準給付費+介護予防・日常生活支援総合事業費）×全国平均の調整交付金交付割合：5%）と、桑名市への実際の交付額との差額（不足額）は、第1号被保険者の介護保険料で負担することとなります。

桑名市の場合、全国と比較して75歳以上の被保険者の割合が低いことや第1号被保険者の所得段階が高いことから、調整交付金相当額との差額は次のとおりとなる見込みです。

図表 調整交付金相当額との差額の見込み

単位：千円

区 分	2021(令和3)～ 2023(令和5)年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2020(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
	調整交付金相当額	1,544,414	500,501	515,670		
調整交付金見込額	797,500	267,267	265,055	265,178	268,983	164,983
(見込交付割合)		2.67%	2.57%	2.51%	2.43%	1.15%
調整交付金相当額との差額	746,914	233,234	250,615	263,066	284,480	552,336

③ 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は、第 1 号被保険者の介護保険料の剰余金を積み立てたもので、介護保険財政の安定した運営を図るための基金です。2020（令和 2）年度末の介護給付費準備基金の残高見込みは、およそ 7 億 5,300 万円です。

介護保険財政の安定した運営を考慮し、介護給付費準備基金のうち 4 億円を 2021（令和 3）～2023（令和 5）年度の 3 年間にわたって取り崩すこととします。

④ 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、2019（令和元）年度実績を勘案して、次のとおり見込みます。

図表 予定保険料収納率

単位：%

区 分	2019(令和元)年度 実績	2021(令和3)～ 2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
予定保険料収納率	96.9	96.9	96.9	96.9

⑤ 所得段階別の補正第 1 号被保険者数

所得段階別の第 1 号被保険者数に所得段階別の保険料率を乗じることにより、保険料基準額の算定の基礎となる所得段階別の補正第 1 号被保険者数を次のとおり、見込みます。

図表 所得段階別の補正第 1 号被保険者数

単位：人

区 分	2021(令和3) ～2023(令和5)年度				2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2020(令和5) 年度		
第 1 号被保険者	113,576	37,714	37,859	38,003	38,297	43,277
補正第 1 号被保険者	114,976	38,179	38,326	38,472	39,008	44,082

⑥ 保険料収納必要額

第 1 号被保険者負担分相当額、調整交付金相当額との差額及び市町村特別給付費等の合計額に介護給付費準備基金取崩額を減じることにより、保険料収納必要額を算定します。

図表 保険料収納必要額の算出

単位：円

区 分	2021(令和3)～ 2023(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和 22) 年度
標準給付費 (A)	30,166,782,996	10,976,642,106	14,249,234,442
地域支援事業費 (B)	1,627,080,300	381,162,037	416,281,537
第1号被保険者負担分 [(A+B)×23% (2025 年は23.4%、2040年は26.8%) ] (C)	7,312,588,558	2,657,726,169	3,930,358,282
調整交付金相当額との差額 (D)	746,914,465	284,479,963	552,335,627
市町村特別給付費等 (E)	43,346,399	15,643,496	19,965,487
保険料収納必要額 [(C+D+E) ] (F)	8,102,849,422	2,957,849,629	4,502,659,396
介護給付費準備基金取崩額 (G)	400,000,000	0	0
基金等取崩後の保険料収納必要額 [(F -G) ] (H)	7,702,849,422	2,957,849,629	4,502,659,396

⑦ 保険料基準額

保険料収納必要額を予定保険料収納率で除した額を補正第1号被保険者数で除することにより、保険料基準額(年額)を算定します。その上で、保険料基準額(年額)を12で除することにより、保険料基準額(月額)を算定します。

この算定により、第8期における保険料基準額(月額)は、5,764円と設定します。

保険料基準額(月額)の内訳は、次のとおりです。

図表 保険料基準額(月額)

区 分	第7期		第8期		2025(令和7)年度		2040(令和22)年度	
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
総給付費	5,225	89.3	5,507	90.8	6,029	92.4	8,190	93.2
在宅サービス	2,911	49.8	2,926	48.3	3,078	47.2	4,212	47.9
居住系サービス	575	9.8	780	12.9	878	13.5	1,142	13.0
施設サービス	1,739	29.7	1,800	29.7	2,073	31.8	2,837	32.3
その他給付費	283	4.8	244	4.0	264	4.0	341	3.9
地域支援事業費	287	4.9	280	4.6	197	3.0	218	2.5
市町村特別給付費等	54	0.9	32	0.5	35	0.5	39	0.4
保険料収納必要額(月額)	5,848	100.0	6,063	100.0	6,524	100.0	8,788	100.0
準備基金取崩額	306	5.2	299	4.9	0	0.0	0	0.0
保険料基準額(月額)	5,542	94.8	5,764	95.1	6,524	100.0	8,788	100.0

